

奈良国際日本語学校 返金規定

(目的)

第 1 条 本規定は、本校の学則で定めたコースの入学及び在学に際し、既に納入された納付金に対して、生徒の不入学等の場合の返金について定めるもの。

(定義)

第 2 条 本規定における納付金は次のとおりとする。

- (1) 入学検定料
- (2) 入学金
- (3) 授業料
- (4) その他の納付金（教材費・諸活動費、設備維持費、健康管理費等）
- (5) 当校が定める学生寮寮費

(休学)

第 3 条 校長が休学を許可した者でも、休学は一切返金の理由とはならない。

(退学)

第 4 条 原則として、当校入学のために在留資格を取得して来日、または留学の在留資格を持ち所属先を当校に変更した者は、その退学に対してはその理由の如何を問わず納付金の一切を返金しない。

(不入学)

第 5 条 当校入学のために納付金を納めたが、在外公館で在留資格が交付されなかったり、その他の理由で入学に至らなかった者については次の別表 1 の通り返金する。

(入寮辞退)

第 6 条 途中退寮に際しては原則として寮費は返還しない。入寮前に入寮を辞退した場合に限り、その一部を返還することがある。その場合の返金額は別表 1[注 2]に定めるとおりとする。

(返金期日他)

第 7 条 不入学および入学拒否の学生に対する返金は入学許可書の返却と在外公館の査証発給不許可の通知書または査証発給の取消確認資料を、査証申請前の場合は返却された在留資格認定証を学校が確認した後、返金手続きをとり、概ね 1 ヶ月以内に海外送金等をもって行う。

第 8 条 別途の査証の発給を受ける必要の無い者で、入学拒否した生徒に対する返金は、最終的な入学拒否の日から 1 ヶ月以内に振込等をもって行う。

第 9 条 返金は原則として振込で行う。その際、海外送金を含め、全ての手数料は生徒の負担とし、返金金額の中より支出するものとする。また、第 5、6、7、8 条で定める返金期限について、振込先が定まらない等の原因で遅延する場合はその限りとしめない。

奈良国際日本語学校 返金規定

別表 1

	期日項目	手数料項目	手数料率	返金率	必要書類等
固定	解約期日に関わらずに必要な固定手数料	・入学検定料	100%	0%	
不入学の場合	在外公館により留学の査証が発行されず来日が不可能になったことによる解約	①入学金	0%	100%	・返金請求書 [本人直筆] ・査証申請前の場合には在留資格認定証の返却が必要・在外公館で査証が不発給となった場合は、学校側が返金対象者について「査証が不発給であったことの確認」ができていなければならない
		②授業料	0%	100%	
		③教材・諸活動費	0%	100%	
		④設備維持費	0%	100%	
		⑤健康管理費	0%	100%	
中途退学の場合	当校在籍のために留学の査証発行を受けた者の解約、または入学後の退学	①入学金	100%	0%	当校在籍のために留学の査証が無効になったことを示すことが必要
		② 授業料	100%	0%	
		③ 教材・諸活動費	100%	0%	
		④ 設備維持費	100%	0%	
		⑤ 健康管理費	100%	0%	

[注 1] 当校在籍のために留学の査証発行を受けた時点以降在学を辞退又は不能になった場合を中途退学と見なす。

[注 2] 寮費は原則として返金しない。別表 2 に示す場合に限り、その一部分を返却するものとする。

別表 2

事由	返金額	必要書類等
理由の如何を問わず入学予定日 2 週間以前の入寮辞退	入寮費以外の支払い済み使用料全額	「査証が不発給であったことの乃至は査証が無効になったことの確認」ができること
入学予定日 2 週間前を過ぎて入寮辞退または中途退寮	(支払い済み使用料 - (退寮月までの使用料 + 2 か月分寮費) の残額	返金請求書